

# 法人設立前に知っておきたい、ベトナム会計税務事情



税理士法人 山田&パートナーズ  
Yamada & Partners Vietnam Co., Ltd.

# 税理士法人山田&パートナーズ拠点の紹介

## 税理士法人 山田&パートナーズ

所在地：東京都千代田区丸の内1-8-1 丸の内トラストタワー N館8階

設立：1981年4月

人員数：911名（2024年1月現在）

### 日本国内拠点

東京本部	札幌事務所	盛岡事務所	仙台事務所
北関東事務所	長野事務所	横浜事務所	新潟事務所
金沢事務所	静岡事務所	名古屋事務所	京都事務所
大阪事務所	神戸事務所	広島事務所	高松事務所
松山事務所	福岡事務所	南九州事務所	鹿児島事務所

### 海外拠点ほか

ベトナム（ハノイ・ホーチミン）	中国（上海）	シンガポール
アメリカ（ロサンゼルス・ハワイ）	台湾	
山田&パートナーズ アカウンティング 株式会社		
山田&パートナーズ コンサルティング 株式会社		
弁護士法人Y&P法律事務所		



## Yamada & Partners Vietnam Co., Ltd.

所在地：【ハノイ】

26th floor West Tower, Lotte Center Hanoi,  
54 Lieu Giai, Cong Vi, Ba Dinh, Hanoi, Vietnam

【ホーチミン】

19th floor, Sun Wah Tower, 115 Nguyen Hue, Ben Nghe,  
Quan 1, Ho Chi Minh, Vietnam

電話：【ハノイ】

+84(0)24-3223-4155（日本語、ベトナム語、英語）

【ホーチミン】

+84(0)28-7306-1288（日本語、ベトナム語、英語）

人員数：19名（税理士1名、ベトナムCPA2名、ベトナム弁護士1名  
ベトナムCTA1名、米国CMA1名）

設立：2014年8月

【ハノイ本社】

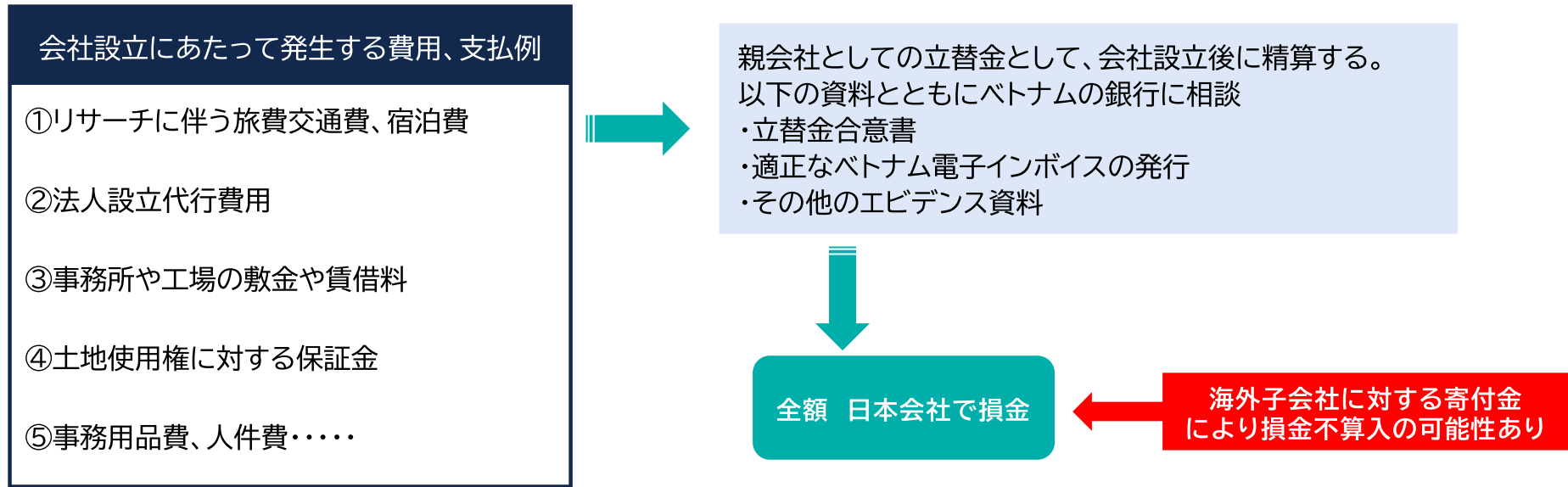


【ホーチミン支社】

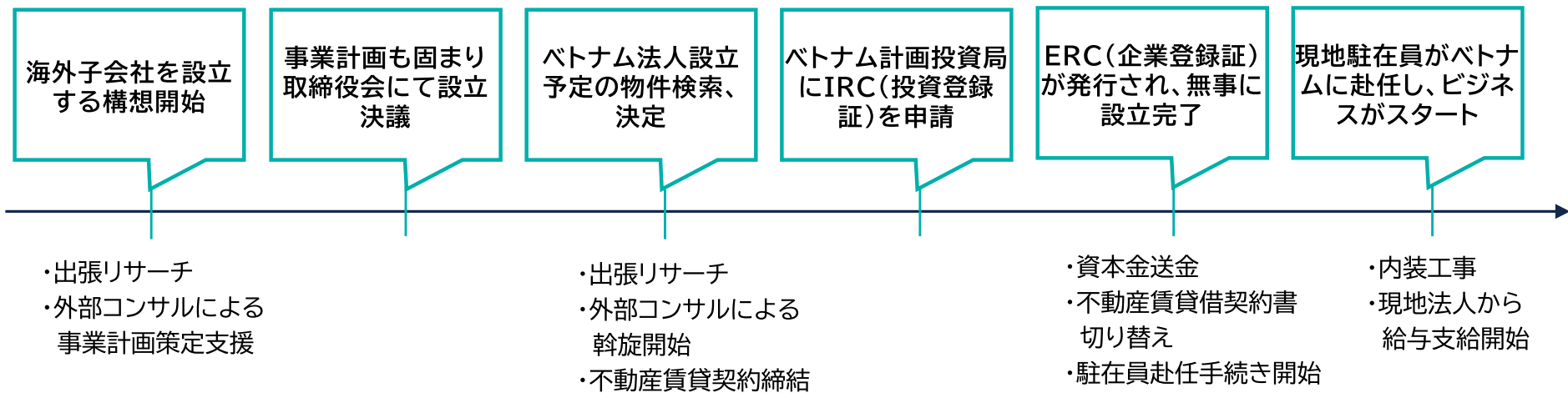


# ベトナムで会社を設立するときの費用について

- ベトナムに会社を設立する場合には、色々な費用が発生し、その負担について事前に把握しておくことが大切です。



## 【どこから現地法人負担】



# 個人所得税

税率	下記の税率表参照
納税義務者	課税所得を有する個人
課税所得	<居住者>全世界所得 <非居住者>ベトナム国内源泉所得
計算期間	原則暦年
短期滞在者免税	短期滞在者は、以下の条件を全て満たす場合、免税規定の適用申請が可能 <ul style="list-style-type: none"> <li>・暦年でベトナム滞在日数が183日を超えないこと</li> <li>・報酬がベトナムの居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われること</li> <li>・報酬がベトナム国内に有する恒久的施設又は固定的施設によって負担されないこと</li> </ul>

## ■ 各種課税所得に係る税率(抜粋)

	居住者	非居住者
給与所得	5~35%(累進税率)	20%(累進税率)
投資所得	5%	5%
ロイヤリティ所得	1千万ドン超に対し5%	1千万ドン超に対し5%
相続による所得	1千万ドン超に対し10%	1千万ドン超に対し10%
贈与による所得	1千万ドン超に対し10%	1千万ドン超に対し10%

# ベトナムと日本との個人所得税の相違点

## 所得控除

基礎控除	1,100万ドン／月
扶養控除	440万ドン／人・月

※その他、社会保険料控除はありますが、**給与所得控除の制度はありません。**  
 ※扶養控除を適用するためには、戸籍謄本の用意が必要となります。

※JP給与所得控除(年額)

JPY	税率	加算額
0 - 1,625,000	0%	550,000
1,625,001 - 1,800,000	40%	-100,000
1,800,001 - 3,600,000	30%	80,000
3,600,001 - 6,600,000	20%	440,000
6,600,001 - 8,500,000	10%	1,100,000
8,500,001 -	0%	1,950,000

ベトナムにはこの控除項目はありません

## 日越速算表の違い

VND速算表	税率	控除額
0 - 5,000,000	5%	0
5,000,001 - 10,000,000	10%	250,000
10,000,001 - 18,000,000	15%	750,000
18,000,001 - 32,000,000	20%	1,650,000
32,000,001 - 52,000,000	25%	3,250,000
52,000,001 - 80,000,000	30%	5,850,000
80,000,001 -	35%	9,850,000

JPY換算	税率	控除額
0 - 31,646	5%	0
31,647 - 63,291	10%	1,582
63,292 - 113,924	15%	4,747
113,925 - 202,532	20%	10,443
202,533 - 329,114	25%	20,570
329,115 - 506,329	30%	37,025
506,330 -	35%	62,342



JPY速算表	税率	控除額
0 - 1,949,999	5%	0
1,950,000 - 3,299,999	10%	97,500
3,300,000 - 6,949,999	20%	427,500
6,950,000 - 8,999,999	23%	636,000
9,000,000 - 17,999,999	33%	1,536,000
18,000,000 - 39,999,999	40%	2,796,000
40,000,000 -	45%	4,796,000

※日本ではこの他10%の住民税が課税されます。

年収600万円超でベトナムでは最高税率に到達

1円 ≙ 158VND

# 法人所得税

税率	20%
納税義務者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ベトナムの統一企業法、共通投資法等により設立された企業</li><li>・職業専門家の協会等で、物品の販売やサービスの提供により課税所得を有する団体</li><li>・協同組合法により組織された法人</li><li>・外国の法律により設立された法人で、ベトナム国内に恒久的施設を有するもの</li><li>・ベトナム国内源泉所得を有するその他の団体</li></ul>
課税年度	原則：暦年。但し、管轄当局から事前の承認を得て3月末、6月末又は9月末へ変更することも可能
優遇税制	10%若しくは17%の優遇税率が適用 4年間免税・その後9年間50%減税、4年間免税・その後5年間50%減税、若しくは2年間免税・その後4年間50%減税が適用される場合があります。
繰越欠損金	欠損金の繰越は5年まで可能
損金不算入	例：・9人乗り以下の乗用車で取得価額が16億VNDを超える場合で、16億VNDを超える減価償却費（旅客輸送、旅行・ホテルビジネスのための乗用車、展示および試乗用の乗用車を除く） 政府が設定した消費量を超える原料、供給物、燃料、物資、電力および商品に関する費用 ・金融機関以外からの借入金の支払利息のうち、借入時点でベトナム国家銀行が公表する基本利率の150%を超える部分

# 付加価値税

税率	標準税率=10% (輸出取引=0%、生活必需品=5%、付加価値税の性質になじまないもの等=非課税)
納税義務者	課税対象となる物品やサービスをベトナム国内で製造・販売、輸入する組織又は個人
計算方法	・控除方式 ・簡易課税方式
仕入付加価値税の控除要件	・公式タックスインボイス又は外国契約者に代わって外国契約者税を納付した場合の納税証明書の添付 ・銀行送金証明(2千万ドン以上の取引の場合) ・契約書、通関申告書等(輸出取引の場合)
仕入付加価値税の還付が認められる場合(例示)	・連続する3か月を超える期間において、控除できない仕入付加価値税があります。 ・新規設立企業で開業準備に1年超の期間を要します。 ・輸出を行う課税事業者で、1か月間に控除しきれない仕入付加価値税を2億ドン以上有する必要があります。

## レッドインボイス制度とは

事業者が物品の販売や役務の提供を行う際に発行する「公的領収書」。

レッドインボイスを適切に保管していない場合には、付加価値税の還付を受けることが出来なかったり、所得税申告時にその費用を損金処理出来なかったりするため、管理には十分な注意が必要。

会社名や住所の誤りなど、定型的な不備であっても認められないため、内容をしっかりと確認する必要があります。

# 外国契約者税

税率	下記の税率表参照
納税義務者	多くの場合、源泉徴収の形式がとられることにより、所得の支払者が納税義務を負うこととなります。
申告方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VAS方式(外国契約者が自己申告)</li> <li>・みなし方式(ベトナム国内企業が源泉徴収)</li> <li>・ハイブリッド方式(VAS方式とみなし方式の折衷)</li> </ul>

## ■ みなし税率表

	みなし法人税率	みなし付加価値税率
サービスが付随する物品販売	1%	-
サービス一般	5%	5%
レストラン・ホテル・カジノの管理サービス	10%	5%
建設・据付(資材・機械設備の供給を伴わない)	2%	5%
建設・据付(資材・機械設備の供給を伴う)	2%	3%
運輸サービス	2%	3%
製造	2%	3%
再保険	0.1%	-
資本譲渡	0.1%	-
利子	5%	-
ロイヤリティ	10%	-





## ■ ご留意事項

---

- 本資料は、貴社内においてサービス利用の判断の参考となる情報提供を目的として作成されたものであり、取引又はコンサルティングサービスの契約・申し込みを行うものではありません。
- 弊社を含むいかなる者も、本資料に含まれる情報の正確性、完全性、妥当性を保証するものではなく、また本資料に含まれる情報をもたらす一切の影響について責任を負うものではありません。
- 本資料に含まれる情報の一切の権利は弊社に帰属するものであり、弊社の承諾なしに無断での複製、貴社外でのご利用及び第三者への開示がなされることのないようお願い申し上げます。

## ■ お問い合わせ先

---

Yamada & Partners Vietnam Co.,LTD

- 担当名 川越 太介
- TEL:+84-24-3223-4155
- IP:+81-50-3507-2747
- Email: kawagoed@yamada-partners.jp